

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第三条 「略」</p> <p>2 法第八十九条第一項、第三項、第五項、第七項、第九項又は第十一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第五十条第三項第六号及び第五項、第五十三条第四項、第六十四条第三項第二号の三、第七十条第五項第九号、第九十九条の四第一項、第三百三十七条の二第一項、第三百三十七条の三第三号及び第四号、第四百三十三条第四号、第四百四十九条第二項、第四百六十九条の三第一項第一号、第四百六十九条の四第六号並びに第七十条の十二第二号を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、これらの規定の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p>	<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>2 法第八十九条第一項、第三項、第五項、第七項、第九項又は第十一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第五十条第三項第六号及び第五項、第五十三条第四項、第六十四条第三項第二号の三、第七十条第五項第八号、第九十九条の四第一項、第三百三十七条の二第一項、第三百三十七条の三第三号及び第四号、第四百三十三条第四号、第四百四十九条第二項、第四百六十九条の三第一項第一号、第四百六十九条の四第六号並びに第七十条の十二第二号を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、これらの規定の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p>

(専門子会社の業務等)

第七十条 「略」

〔254 略〕

5 法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社(第十一号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。)とする。

〔157 略〕

八 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律(令和七年法律第六十七号)第二十七條第一項の規定による権利変更決議の認可の決定を受け、又は同法第十一條に規定する権利変更議案につき同法第二十条第一項に規定する議決権者の全ての同意を得た会社

九5十一 「略」

6 法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める要件は、金庫又はその子会社が前項に規定する会社(同項第十一号に掲げる会社に該当するものを除く。)の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

〔1・2 略〕

〔7515 略〕

16 法第三十二条第七項の規定は、第五項第十号、第六項、第八項(

(専門子会社の業務等)

第七十条 「同上」

〔254 同上〕

5 法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社(第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。)とする。

〔157 同上〕

〔号を加える。〕

八5十一 「同上」

6 法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める要件は、金庫又はその子会社が前項に規定する会社(同項第十号に掲げる会社に該当するものを除く。)の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

〔1・2 同上〕

〔7515 同上〕

16 法第三十二条第七項の規定は、第五項第九号、第六項、第八項(

<p>第九項及び第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項、第十二項及び前項第二号ロに規定する議決権について準用する。</p>	<p>第九項及び第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項、第十二項及び前項第二号ロに規定する議決権について準用する。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	